「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

平成29年2月1日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

当センターは、本部事務所を平成29年4月1日付けで現在の旧第三証券会館から隣接する第二証券会館に移転する予定である。

ついては、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」(以下「業務規程」という。) において本部事務所の所在地を定める規定を改正するものである。

2. 改正の内容

業務規程に定める本部事務所の所在地を「東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番<u>地13</u> <u>号</u>」から「東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番<u>1号</u>」に改める(第56条第1項第1 号)。

3. 施行日等

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について 新旧対照表

平成29年2月1日(下線部分変更)

新	旧
(事務所の所在地及び業務区域)	(事務所の所在地及び業務区域)
第56条 センターの事務所の所在地は次	第56条 センターの事務所の所在地は次
のとおりとする。	のとおりとする。
(1) 本部事務所の所在地は、東京都中央区	(1) 本部事務所の所在地は、東京都中央区
日本橋茅場町二丁目1番 <u>1号</u> とする。	日本橋茅場町二丁目1番 <u>地13号</u> とする。
(2) (現行どおり)	(2) 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市
	中央区北浜一丁目5番5号とする
2 (現行どおり)	2 (略)
付 則	
この改正は平成29年4月1日から施行す	
る。	

(以上)